

東北総合通信局の保有する個人情報の適切な管理のための措置について

1 目的

この通達は、東北総合通信局(以下、「局」という。)における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。)第 6 条に規定する保有個人情報の適切な管理のために必要な事項を定めるものとし、局における保有個人情報の管理及び請求等事務にあたっては、総務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令(総務省訓令第 54 号 平成 16 年 12 月 20 日。以下「訓令」という。)及び下記によることとする。

2 定義

この通達で使用する用語は、法、訓令及び用語の意義について(東通総第 3-1 号 平成 13 年 1 月 6 日)で使用する用語の例による。

3 個人情報保護の体制

東北総合通信局における個人情報の適切な管理を実施するため、保護管理者、保護担当者及び保護担当補助者を置く。

(1) 保護管理者は、局長をもって充てる。

保護管理者は次にあげる事務を行う。

- ア 個人情報保護事務に関する定めを整備
- イ 個人情報保護に関する事務の指導監督

(2) 保護担当者は、総務部長をもって充てる。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、局における保有個人情報の適切な管理に関する事務を行う。

(3) 保護担当補助者は、文書管理者(東通総第 1 号平成 13 年 1 月 6 日「主任文書管理者等の指定について」第 2 条により指定された官職にあるものをいう。)をもって充てる。

保護担当補助者は、保護担当者を補助し、属する課(室)等の保有する個人情報の適切な管理に関する事務を行う。

4 個人情報開示請求等事務の体制

東北総合通信局における個人情報開示請求等の事務を適切に実施するため、個人情報責任者、個人情報担当者及び個人情報開示担当者を置く。

(1) 個人情報責任者は、企画広報室長をもって充てる。

- 個人情報責任者は次にあげる事務を行う。
- ア 個人情報開示請求等事務に関する定めの整備
  - イ 個人情報開示請求等に関する事務の指導監督

(2) 個人情報担当者は、総務課企画広報室の補佐及び広報担当をもって充てる。

個人情報担当者は、個人情報開示請求等に関する事務を行う。

(3) 個人情報開示担当者は、文書管理担当者(東通総第3-25平成13年1月6日「文書管理担当者の指定について」により指定された各課(室)及び信書便監理官(以下「課(室)等という。」の補佐(上席)をいう。)をもって充てる。

個人情報開示担当者は、属する課(室)等の保有する個人情報の開示請求等に係る事務を行う。

#### 附則

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成18年3月31日 東総通第173号)

この通達は、平成18年4月1日から施行する。